



県章

山形県公報

令和3年6月25日(金)
第216号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(置賜総合支庁地域保健福祉課) ……681
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……682
- 同……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……同
- 地域登録検査機関の登録事項の変更の届出……………(県産米ブランド推進課) ……同
- 土地改良区の役員の退任の届出……………(村山総合支庁農村計画課) ……687
- 土地改良区の役員の就任の届出……………(同) ……688
- 県営土地改良事業計画の決定……………(同) ……689
- 県営土地改良事業に係る換地計画の決定……………(村山総合支庁北村山農村整備課) ……同
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁建設総務課) ……690
- 同……………(庄内総合支庁建設総務課) ……同
- 開発行為に関する工事の完了……………(村山総合支庁建築課) ……同

選挙管理委員会関係

告 示

- 政治団体の設立……………691
- 政治団体の届出事項の異動……………同
- 政治団体の解散……………692
- 資金管理団体の届出事項の異動……………693

企業局関係

規 程

- 山形県企業局事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する規程……………同

公 告

- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(会計局) ……694
- 一般競争入札の公告……………(鶴岡工業高等学校) ……同

正 誤

告 示

山形県告示第550号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和3年6月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地 | 障害福祉サービスの種類 | 指定年月日 |
|-----------------------------------|--------------------------|-------------|---------|
| 社会福祉法人山形県社会福祉事業団 山形市宮町一丁目3番36号 | 泉荘短期入所事業所 長井市今泉1812番地 | 短期入所 | 令和3.4.1 |

山形県告示第551号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

令和3年6月25日

山形県知事 吉村美栄子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地 | 障害福祉サービスの種類 | 廃止年月日 |
|------------------------------|--------------------------|-------------|----------|
| 山形県 山形市松波二丁目8番1号 | 泉荘短期入所事業所 長井市今泉1812番地 | 短期入所 | 令和3.3.31 |

山形県告示第552号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

令和3年6月25日

山形県知事 吉村美栄子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地 | 障害福祉サービスの種類 | 廃止年月日 |
|--------------------------------|---|-------------|----------|
| 山形県高齢者福祉生活協同組合 鶴岡市長者町17番18号 | 酒田地域福祉事業所ヘルパーステーションこだま 酒田市光ヶ丘五丁目13番32号 | 居宅介護 | 令和3.6.29 |
| 山形県高齢者福祉生活協同組合 鶴岡市長者町17番18号 | 酒田地域福祉事業所ヘルパーステーションこだま 酒田市光ヶ丘五丁目13番32号 | 重度訪問介護 | 同 |

山形県告示第553号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和3年6月25日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

山形おきたま農業協同組合
代表理事組合長 木村 敏和
東置賜郡川西町大字上小松978-1

- (2) 届出の内容

| 農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類 | | | 変更年月日 |
|---------------------------|-----|------------|-----------|
| 変更前 | 変更後 | 備考 | |
| 加藤 文一 もみ、玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 | 国内産農産物に限る。 | 令和3年6月14日 |
| 坂野 弘幸 もみ、玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 | | |

| | |
|---------------------------|-----|
| 佐藤 智浩 もみ、玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 |
| 平林 章 もみ、玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 |
| 青木 豊志 もみ、玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 |
| 寒河江 喜久夫 もみ、玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 |
| 宍戸 利一 もみ、玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 |
| 田苗 政一郎 もみ、玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 |
| 遠藤 隆則 もみ、玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 |
| 竹田 栄司 もみ、玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 |
| 佐藤 幸夫 もみ、玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 |
| 金子 寛和 もみ、玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 |
| 伊藤 繁明 もみ、玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 |
| 森谷 嘉嗣 もみ、玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 |
| 登坂 幸治 もみ、玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 |
| 梅津 芳晴 もみ、玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 |
| 小林 周一 もみ、玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 |
| 佐々木 勝幸 もみ、玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 |
| 高橋 政勝 もみ、玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 |
| 菅原 利浩 もみ、玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 |
| 高橋 幸起 もみ、玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 |
| 佐々木 泰司 玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 |
| 菅野 修 玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 |
| 大河原 文幸 玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 |
| 藤倉 弘樹 玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 |
| 近野 信浩 もみ、玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 |

| | |
|--------------------------|-------------------------|
| 金子 浩子 もみ、玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 |
| 桑原 健太郎 もみ、玄米、大豆、そば | 同 左 |
| 本間 忠司 もみ、玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 |
| 坂野 友一 もみ、玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 |
| 小関 正浩 もみ、玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 |
| 高橋 勝 もみ、玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 |
| 栗田 俊明 もみ、玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 |
| 齋藤 達也 もみ、玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 |
| 長谷川 仁 もみ、玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 |
| 辻 浩明 もみ、玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 |
| 長谷部 克広 もみ、玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 |
| 新野 克行 もみ、玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 |
| 平 圭一郎 もみ、玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 |
| 富樫 啓貴 もみ、玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 |
| 横山 康彦 もみ、玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 |
| 高橋 弘之 もみ、玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 |
| 児玉 直樹 もみ、玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 |
| 齋藤 佑輔 もみ、玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 |
| 柏倉 義弘 もみ、玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 |
| 横山 汐佑希 もみ、玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 |
| 竹田 一彦 もみ、玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 |
| 渡部 貴史 もみ、玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 |
| | 石川 拓 もみ、玄米、小麦、大豆、そば |
| | 大木 康広 もみ、玄米、小麦、大豆、そば |

| | | |
|--|-------------------------|--|
| | 後藤 瑞貴 もみ、玄米、小麦、大豆、そば | |
|--|-------------------------|--|

2 (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

もがみ中央農業協同組合
代表理事組合長 安食 賢一
新庄市大字福田字福田山711-73

(2) 届出の内容

| 農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類 | | | 変更年月日 |
|---------------------------|-----|------------|-----------|
| 変更前 | 変更後 | 備考 | |
| 菅 徹 もみ、玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 | 国内産農産物に限る。 | 令和3年6月14日 |
| 五十嵐 佳 もみ、玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 | | |
| 二ノ宮 涉 もみ、玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 | | |
| 阿部 邦博 もみ、玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 | | |
| 早坂 貴 もみ、玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 | | |
| 沼澤 圭治 もみ、玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 | | |
| 星川 健 もみ、玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 | | |
| 二戸 広平 もみ、玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 | | |
| 井上 政良 玄米、大豆、そば | 同 左 | | |
| 小嶋 広弥 もみ、玄米、大豆、そば | 同 左 | | |
| 山本 周平 もみ、玄米、大豆、そば | 同 左 | | |
| 柿崎 拓 もみ、玄米、大豆、そば | 同 左 | | |
| 高橋 徳彦 もみ、玄米、大豆、そば | 同 左 | | |
| 門脇 透 もみ、玄米、大豆、そば | 同 左 | | |
| 片桐 達也 もみ、玄米、大豆、そば | 同 左 | | |
| 笠原 孝志 もみ、玄米、大豆、そば | 同 左 | | |
| 高橋 浩太 もみ、玄米、大豆、そば | 同 左 | | |
| 沼澤 大典 もみ、玄米、大豆、そば | 同 左 | | |
| 坂井 義宏 もみ、玄米、大豆、そば | 同 左 | | |

| | |
|-------------------------|----------------------|
| 大塚 雅俊 玄米、大豆、そば | 同 左 |
| 大場 駿平 玄米、大豆、そば | 同 左 |
| 西嶋 信一 もみ、玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 |
| 石山 賢一 玄米、大豆、そば | 同 左 |
| 野尻 典佳 玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 |
| 五十嵐 孝 玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 |
| 八鍬 広美 玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 |
| 後藤 陽一 玄米、大豆、そば | 同 左 |
| 荒木 哲男 玄米、大豆、そば | 同 左 |
| 川田 昭一 玄米、大豆、そば | 同 左 |
| 八鍬 重孝 玄米、そば | 同 左 |
| 安彦 浩二 玄米、そば | 同 左 |
| 矢口 圭介 玄米、大豆、そば | 同 左 |
| 柿崎 義隆 玄米、大豆、そば | 同 左 |
| 黒木 敬 玄米、大豆、そば | 同 左 |
| 早坂 一紀 玄米、そば | 同 左 |
| 大友 賢吾 もみ、玄米、そば | 同 左 |
| 渡部 大祐 もみ、玄米、そば | 同 左 |
| 矢口 誠 もみ、玄米、そば | 同 左 |
| 庄司 健二 玄米、大豆、そば | 同 左 |
| 佐藤 祐一郎 玄米、大豆、そば | 同 左 |
| 小野 和哉 もみ、玄米、大豆、そば | 同 左 |
| 堀米 亮 もみ、玄米、大豆、そば | 同 左 |
| | 鬼海 康裕 もみ、玄米、大豆、そば |

| | | | |
|--|----------------------|--|--|
| | 坂井 鉄平 もみ、玄米、大豆、そば | | |
| | 杉原 貴文 もみ、玄米、大豆、そば | | |

山形県告示第554号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、東根市土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

令和3年6月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名 | 住 所 |
|----------|-----------|-------------------|
| 理 事 | 鹿 野 内 正 行 | 東根市大字泉郷甲2687番地 |
| 同 | 石 山 光 示 | 同 島大堀35番地 |
| 同 | 木 嶋 幸 造 | 同 野川2615番地 |
| 同 | 奥 山 博 | 同 羽入1834番地 |
| 同 | 阿 部 俊 之 | 西村山郡河北町大字新吉田970番地 |
| 同 | 岡 田 春 治 | 東根市大字観音寺2423番地340 |
| 同 | 杉 浦 常 蔵 | 同 松沢90番地内第1号 |
| 同 | 早 坂 正 旨 | 同 板垣中通り44 |
| 同 | 森 谷 政 雄 | 同 大字羽入1298番地 |
| 同 | 今 田 好 行 | 西村山郡河北町大字田井2番地 |
| 同 | 名 和 博 | 東根市大字野川1379番地 |
| 同 | 森 谷 友 市 | 同 六田二丁目5番10号 |
| 同 | 黒 田 正 行 | 同 大字野田1番地 |
| 同 | 大 江 宗 俊 | 同 関山386番地 |
| 同 | 矢 萩 勝 雄 | 天童市大字川原子1728番地 |
| 監 事 | 寒 河 江 一 浩 | 東根市大字羽入192番地 |
| 同 | 中 野 和 夫 | 同 荷口54番地 |
| 同 | 杉 浦 正 敏 | 同 蟹沢750番地の1 |

| | | | |
|---|---------|---|---------|
| 同 | 小 関 光 夫 | 同 | 泉郷103番地 |
|---|---------|---|---------|

山形県告示第555号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、東根市土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

令和3年6月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名 | 住 所 |
|----------|-----------|-------------------|
| 理 事 | 奥 山 博 | 東根市大字羽入1834番地 |
| 同 | 阿 部 俊 之 | 西村山郡河北町大字新吉田970番地 |
| 同 | 名 和 博 | 東根市大字野川1379番地 |
| 同 | 矢 萩 勝 雄 | 天童市大字川原子1728番地 |
| 同 | 杉 浦 常 蔵 | 東根市大字松沢90番地内第1号 |
| 同 | 森 谷 政 雄 | 同 羽入1298番地 |
| 同 | 森 谷 友 市 | 同 六田二丁目5番10号 |
| 同 | 大 江 宗 俊 | 同 大字関山386番地 |
| 同 | 工 藤 均 | 同 若木通り一丁目101 |
| 同 | 鹿 野 内 正 行 | 同 大字泉郷甲2687番地 |
| 同 | 大 江 悦 夫 | 同 観音寺2177番地 |
| 同 | 小 野 寿 一 | 同 野田61番地 |
| 同 | 武 田 要 治 郎 | 同 神町南一丁目3番18号 |
| 同 | 関 邦 彦 | 西村山郡河北町大字田井130番地 |
| 同 | 保 科 和 彦 | 東根市大字蟹沢364番地 |
| 監 事 | 寒 河 江 一 浩 | 同 羽入192番地 |
| 同 | 中 野 和 夫 | 同 荷口54番地 |
| 同 | 杉 浦 正 敏 | 同 蟹沢750番地の1 |
| 同 | 小 関 光 夫 | 同 泉郷103番地 |

| | | |
|---|---------|----------|
| 同 | 奥 山 茂 同 | 沼沢2362番地 |
|---|---------|----------|

山形県告示第556号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営つるみ石地区土地改良事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年6月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営つるみ石地区土地改良事業計画書（農村地域防災減災事業（ため池整備事業））の写し
- 2 縦覧に供する場所
上山市役所
- 3 縦覧に供する期間
令和3年7月2日から同年8月3日まで
- 4 その他
 - (1) この土地改良事業計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
 - (2) この土地改良事業計画については、(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
 - (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この土地改良事業計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができない。

山形県告示第557号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により県営西郷名取地区（第2事業区）土地改良事業に係る換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年6月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
換地計画書
- 2 縦覧に供する場所
村山市役所農林課
- 3 縦覧に供する期間
令和3年6月28日から同年7月27日まで
- 4 その他
 - (1) この換地計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
 - (2) この換地計画については、(1)の審査請求のほか、この換地計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この換地計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この換地計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
 - (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この換地計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの換地計画の取消しの訴えを提起することができない。

山形県告示第558号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において令和3年6月25日から同年7月9日まで縦覧に供する。

令和3年6月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山形山辺線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員 | 延 長 |
|-----------------------------------|------|--------------------|---------|
| 山形市大字滝平字黒滝826番11から 同 蔵畑223番1まで | 旧 | 43.4メートル } 5.6 | 510メートル |
| 山形市大字滝平字黒滝826番2から 同 蔵畑223番1まで | 新 | 43.4メートル } 10.0 | 同 上 |

山形県告示第559号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において令和3年6月25日から同年7月9日まで縦覧に供する。

令和3年6月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 十里塚遊佐線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員 | 延 長 |
|-------------------------------------|------|--------------------|---------|
| 飽海郡遊佐町藤崎字下モ山89番46地先から 同 89番1地先まで | 旧 | 12.6メートル } 10.5 | 108メートル |
| 飽海郡遊佐町藤崎字下モ山89番46地先から 同 89番1地先まで | 新 | 12.6メートル } 10.5 | 同 上 |
| 同 上 | | 11.0メートル } 8.0 | 122メートル |

山形県告示第560号

次の開発行為は、完了した。

令和3年6月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号
令和2年7月17日 指令村総建第172号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
尾花沢市北町二丁目4328番1、4328番7、4329番1、4329番4、4330番1、4330番2、4331番2、4331番4、4332番1、4333番1、4334番1、4334番4、4334番5、4334番6、4338番1、4338番2、4338番5、4339番1、4339番4
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称
尾花沢市北町二丁目6番34号 株式会社奥山建設工業所

選挙管理委員会関係

告 示

山形県選挙管理委員会告示第53号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、政治団体から次のとおり政治団体の設立の届出があった。

令和3年6月25日

山形県選挙管理委員会

委員長 粕谷真生

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）のうち国会議員関係政治団体以外の政治団体

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 届出年月日 |
|----------|--------|----------|--------------------|----------------|
| 舟生源氏後援会 | 高橋 敏 | 井上 秀明 | 最上郡真室川町大字川ノ内1198番地 | 令和 3. 4. 30 |
| 伊藤きんや後援会 | 齋藤 廣一 | 伊藤 馨 | 酒田市広野字大淵33番地 | 同 |
| 阿部清後援会 | 阿部 清 | 阿部 広子 | 寒河江市大字日田字五反120番地 | 同 5. 19 |
| 佐藤こうじ後援会 | 佐藤 耕治 | 佐藤 みほ | 寒河江市大字清助新田381 | 同 |

山形県選挙管理委員会告示第54号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、政治団体から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

令和3年6月25日

山形県選挙管理委員会

委員長 粕谷真生

1 政党の支部

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 異動事項 | 内 容 | | 異動年月日 |
|---------------------|--------|------------|---------------------|--------------|----------------|
| | | | 新 | 旧 | |
| 自由民主党21世紀山形をつくる会 | 東海林義計 | 主たる事務所の所在地 | 山形市三日町1丁目2-13 | 山形市蔵王半郷269-1 | 令和 3. 3. 17 |
| | | 代表者の氏名 | 東海林 義 計 | 斯波 弘 典 | |
| 自由民主党山形市支部 | 丸子善弘 | 代表者の氏名 | 丸 子 善 弘 | 須 貝 太 郎 | 同 3. 30 |
| | | 会計責任者の氏名 | 浅 野 弥 史 | 菊 地 健 太 郎 | |
| 自由民主党山形県支部連合会 | 遠藤利明 | 代表者の氏名 | 遠 藤 利 明 | 角 田 鮎 子 | 同 4. 20 |
| 国民民主党山形県第2区総支部 | 加藤健一 | 主たる事務所の所在地 | 南陽市櫛塚419-4小関テナント1階西 | 南陽市若狭郷屋589-2 | 同 5. 2 |
| 自由民主党山形県長井市西置賜郡第二支部 | 五十嵐智洋 | 主たる事務所の所在地 | 長井市緑町13-11 | 長井市幸町5-30 | 同 5. 7 |

| | | | | | |
|--------------|-------|--------|-------|---------|-----------|
| 自由民主党山形県建設支部 | 國 井 仁 | 代表者の氏名 | 國 井 仁 | 澁 谷 忠 昌 | 同 5.21 |
|--------------|-------|--------|-------|---------|-----------|

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 異 動 事 項 | 内 容 | | 異動年月日 |
|-------------|--------|------------|-------------------------|--------------|----------------|
| | | | 新 | 旧 | |
| 市原栄子後援会 | 渡部英男 | 会計責任者の氏名 | 市 原 正 弘 | 地 主 文 明 | 令和 3. 4. 13 |
| 庄内の明日を考える会 | 小野由夫 | 主たる事務所の所在地 | 鶴岡市添川字湯ノ沢5 一甲 | 鶴岡市播磨47 | 同 4. 15 |
| 山形県商工青年政治連盟 | 船山宏和 | 代表者の氏名 | 船 山 宏 和 | 森 美 次 | 同 4. 26 |
| | | 会計責任者の氏名 | 渡 邊 拓 磨 | 設 楽 亮 輔 | |
| みやけ一人後援会 | 三宅一人 | 代表者の氏名 | 三 宅 一 人 | 植 松 浩 祥 | 同 5. 1 |
| 加藤けんいち後援会 | 加藤健一 | 主たる事務所の所在地 | 南陽市柵塚419-4 小関テナント1階西 | 南陽市若狭郷屋589-2 | 同 5. 2 |
| くろい浩之後援会 | 黒井浩之 | 会計責任者の氏名 | 伊 藤 哲 哉 | 丸 山 隆 逸 | 同 5. 14 |
| しおばら未知子後援会 | 塩原未知子 | 代表者の氏名 | 塩 原 未 知 子 | 伊 藤 飛 佳 | 同 5. 19 |
| | | 会計責任者の氏名 | 長 沼 宏 明 | 菅 野 隆 功 | |

山形県選挙管理委員会告示第55号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

令和3年6月25日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会
委員 長 粕 谷 真 生

1 政党の支部

| 政 治 団 体 の 名 称 | 代 表 者 の 氏 名 | 解 散 年 月 日 |
|-----------------|-------------|-------------|
| 社会民主党山形県第一区支部連合 | 川 口 充 律 | 令和 3. 3. 31 |
| 社会民主党酒田飽海支部 | 佐 藤 三 雄 | 令和 3. 3. 31 |

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

| 政 治 団 体 の 名 称 | 代 表 者 の 氏 名 | 解 散 年 月 日 |
|---------------|-------------|--------------|
| うの正彦をみんなで育てる会 | 宇 野 正 彦 | 令和 2. 12. 31 |

山形県選挙管理委員会告示第56号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第3号の規定により、公職の候補者から次のとおり資金管理団体の届出事項の異動の届出があった。

令和3年6月25日

山形県選挙管理委員会
委員長 粕 谷 真 生

| 資金管理団体の届出をした者の氏名 | 資金管理団体の名称 | 異動事項 | 内 容 | | 異動年月日 |
|------------------|-----------|------------|-------------------------|-------------------|----------------|
| | | | 新 | 旧 | |
| 梅 津 庸 成 | 梅津ようせい晴風会 | 公職の種類 | 山形県議会議員 | 山形市長 | 令和 3. 1. 27 |
| 加 藤 健 一 | 加藤けんいち後援会 | 主たる事務所の所在地 | 南陽市栲塚419-4 小関テナント1階西 | 南陽市若狭郷屋589 - 2 | 同 5. 2 |

企 業 局 関 係

規 程

山形県企業管理規程第8号

山形県企業局事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年6月25日

山形県企業管理者 高 橋 広 樹

山形県企業局事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する規程

山形県企業局事務代決及び専決事務に関する規程（昭和40年6月県企業管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

別表第1財務の項第13項第3号中「及び児童手当」を「、児童手当及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「第1号会計年度任用職員」という。）の期末手当」に改め、同項第29号を第31号とし、第16号から第28号までを2号ずつ繰り下げ、同項第15号中「委託費」を「委託費（工事に係る調査、設計及び測量に係るものを除く。）」に改め、同号を同項第17号とし、同項第14号を第16号とし、第13号を第15号とし、第12号を第13号とし、同号の次に次の1号を加える。

| | | | | | |
|------------------------------------|--|---|--|---|--|
| (14) 旅費（第1号会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償に限る。） | | ○ | | ○ | |
|------------------------------------|--|---|--|---|--|

別表第1財務の項第13項中第11号を第12号とし、第4号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

| | | | | | |
|------------------------------|--|---|--|---|--|
| (4) 手当（第1号会計年度任用職員の期末手当に限る。） | | ○ | | ○ | |
|------------------------------|--|---|--|---|--|

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

公 告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和3年6月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 落札に係る物品等の名称及び数量

- (1) 除雪グレーダ4.0メートル級 2台
- (2) 除雪ドーザ14トン級 3台
- (3) 除雪ドーザ11トン級 1台
- (4) 凍結防止剤散布車 1台
- (5) 小形除雪車1.3メートル級（ディスク式草刈装置付き） 1台
- (6) 小形除雪車1.3メートル級 1台

2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県会計局会計課調達担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2724

3 落札者を決定した日 令和3年5月24日

4 落札者の名称及び所在地

1の(1)から(6)までのそれぞれについて次のとおり。

- (1) コマツ山形株式会社 山形市蔵王成沢字町浦192番地
- (2) コマツ山形株式会社 山形市蔵王成沢字町浦192番地
- (3) コマツ山形株式会社 山形市蔵王成沢字町浦192番地
- (4) いこい重車輛株式会社 山形市青田南23番25号
- (5) 寒河江重車輛株式会社 寒河江市大字西根字中川原110番地の1
- (6) 昭和建機株式会社 山形市大字十文字1128番地1

5 落札金額

1の(1)から(6)までのそれぞれについて次のとおり。

- (1) 54,736,000円
- (2) 49,335,000円
- (3) 16,720,000円
- (4) 19,800,000円
- (5) 29,590,000円
- (6) 21,516,000円

6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日

令和3年4月13日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、情報教室用コンピュータ等に係る賃貸借及び保守サービスの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和3年6月25日

山形県立鶴岡工業高等学校長 平 山 豊

1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 鶴岡市家中新町8番1号 山形県立鶴岡工業高等学校 視聴覚室（2階）
- (2) 日時 令和3年8月5日（木）午後2時

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量
情報教室用コンピュータ等に係る賃貸借及び保守サービス 一式

- (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による
 - (3) 契約期間 令和3年9月1日から令和9年8月31日まで
 - (4) 納入場所 鶴岡市家中新町8番1号 山形県立鶴岡工業高等学校 二科合同棟実習室
 - (5) 入札方法 (3)の契約期間に掲げる期間に相当する料金の総価のうち令和3年9月分から令和4年3月分までの7箇月分に相当する金額により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間に相当する料金の総額のうち令和3年9月分から令和4年3月分までの7箇月分に相当する金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者の資格
- 次に掲げる要件を全て満たす者であること。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
 - (2) 令和3年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和3年1月29日付け県公報第175号）により公示された資格を有すること。
 - (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
 - (4) 山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第125条第5項の競争入札参加資格者名簿（様式第104号によるものに限る。）に登載されていること。
 - (5) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。
 - イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
 - ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等
- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等
鶴岡市家中新町8番1号 山形県立鶴岡工業高等学校事務室
電話番号 0235(22)5505
 - (2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県立鶴岡工業高等学校事務室で交付するほか、山形県のホームページ（<https://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
 - (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効
- 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定の方法
- 2の(5)による入札価格が規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。
- 8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書を令和3年7月21日（水）午後4時までに山形県立鶴岡工業高等学校事務室に提出するとともに、併せて2の(1)の特定役務の仕様に適合するものとして作成した応札に係る物品の仕様書（以下「応札物品仕様書」という。）、3の(6)に係る事項を証明する書類（以下「証明書」という。）及び競争入札に係る応札物品仕様書等審査申請書を提出すること。
- (2) 応札物品仕様書及び証明書を提出した者は、入札日の前日までに当該応札物品仕様書及び証明書に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
- (3) (1)により提出された応札物品仕様書及び証明書については、2の(1)の特定役務の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札物品仕様書及び証明書を提出した者は、この入札に参加することができない。
- (4) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、個人情報保護に関する定め、この契約に係る次年度以降の歳入歳出予算が成立しない場合の契約解除に関する定め並びに再委託の禁止に関する定めを設けるものとする。
- (5) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (6) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be procured: Lease and maintenance service of a computer for Yamagata Prefectural Tsuruoka Technical High School: 1 set
- (2) Time-limit for tender: 2:00 P.M. August 5, 2021
- (3) Contact point for the notice: Yamagata Prefectural Tsuruoka Technical High School, 8-1 Kachuushin-machi, Tsuruoka-shi, Yamagata-ken 997-0036 Japan TEL 0235 (22) 5505

正 誤

| 発行年月日 | 県公報 番 号 | ページ | 行 | 誤 | 正 |
|------------|------------|-----|----|-------------|--------------|
| 令和 3. 4. 1 | 号外 (19) | 2 | 34 | 「風力発電所建設担当」 | 「、風力発電所建設担当」 |